平成２７年（フ）第１９７６号
大阪府枚方市樋之上町５番30号
債務者　永野　晴男
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１１９号
大阪府吹田市山田東４丁目８番19―505号
債務者　鋸谷　邦宏
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４１号
大阪府高槻市辻子２丁目３―19大和ビル301、住民票上の住所大阪府高槻市昭和台町１丁目２番１号
債務者　田中　房代
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７号
埼玉県入間市大字仏子1700番地１　コーポトリオ101、前住所埼玉県飯能市大字双柳913番地13
債務者　道下恵美子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７８号
埼玉県所沢市東所沢２丁目52番地の９　アンシャンテ東所沢201
債務者　高橋　政博
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３号
岡山県倉敷市高須賀269番地５
債務者　岡野美智子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
札幌市西区八軒２条西３丁目４番８号　グランドール八軒Ａ―105号
債務者　古岡　憲治
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３５号
札幌市南区南沢２条４丁目12番３号
債務者　菊地　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５４号
札幌市清田区平岡２条１丁目２番30―506号
債務者　小野　　翔
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７０号
札幌市白石区本通13丁目北３番24号　アパルトマン13丁目208号
債務者　小西　昌子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１９号
札幌市白石区菊水６条２丁目７番22号　ブランニュー菊水405号
債務者　山本　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３４号
札幌市厚別区厚別西２条３丁目７番13―101号
債務者　高木　和代
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６０号
北海道江別市大麻桜木町18番地の６
債務者　檜山　義男
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７０号
札幌市白石区本通17丁目北15番１―208号
債務者　高野　将大
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９０号
北海道石狩市花川南３条２丁目211番地
債務者　木村　圭一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９号
岩手県滝沢市巣子88番地９　スズランハウス巣子７号
債務者　伊藤　欲三
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５３号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田199番地５マンション紫波中央107、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏35番地
債務者　須藤　忠雄
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部